

豊能町立図書館除籍資料等の無償譲渡に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「豊能町立図書館資料の除籍・廃棄に関する要綱」第3条に基づき、豊能町立図書館において除籍した資料のうち再利用に耐え得るものの再活用を図り、住民の読書活動に資することを目的として、除籍資料等の無償譲渡に関する必要事項を定める。

(無償譲渡対象者)

第 2 条 除籍資料等の無償譲渡を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 豊能町が設置する施設。
- (2) 豊能町に所在する学校、公共施設及び公共団体。
- (3) 豊能町に活動の本拠を置き、町内を専らその活動の範囲とする団体。
- (4) 豊能町に住所を有する者、又は町内に通勤若しくは通学をしている者。
- (5) その他、館長が適当と認める者。

(無償譲渡の冊数)

第 3 条 無償譲渡する除籍資料等の冊数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に定めるもの 200冊以内
- (2) 前条第3号に定めるもの 100冊以内
- (3) 前条第4号及び第5号に定めるもの 20冊以内

(無償譲渡の手続き)

第 4 条 除籍資料等の無償譲渡を受けようとするものは、豊能町立図書館除籍資料等無償譲渡受領書(別記様式)を提出しなければならない。

(無償譲渡の条件)

第 5 条 除籍資料等の無償譲渡を受けたものは、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲渡を受けた除籍資料等は、売却するなど営利目的に利用しないこと。
- (2) 譲渡を受けた除籍資料等は、団体等にあつては専ら図書館と同種の用途以外の用途に供しないこと。
- (3) 譲渡を受けた除籍資料等は、個人にあつては、自己の読書以外の目的に使用しないこと。
- (4) 譲渡を受けた除籍資料等が不用になった場合は、譲受人において適切に処理すること。

(無償譲渡の取消)

第 6 条 除籍資料等の無償譲渡を受けたものが、前条各号を遵守しなかったときは、無償譲渡を取り消し、又は以降の無償譲渡を行わないことができる。

(委 任)

第 7 条 この要領の実施に関して必要な事項は、図書館館長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。